

大関ヶ原祭 2025 開催業務委託
プロポーザル公募要領

【留意事項】

令和7年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る令和7年度当初予算が可決成立しない場合は、今回の企画提案による業務は実施しませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

令和7年3月18日

岐阜県観光国際部観光資源活用課

第1	募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	業務名	
2	業務内容	
3	契約期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項・・・・・・・・	1
1	プロポーザル参加要件	
2	企画提案書の作成	
	(1) 事業の実施計画	
	(2) 業務の実施体制	
	(3) 社会的課題への取組	
3	応募の手続き等	
	(1) スケジュール	
	(2) 公募要領等の配布	
	(3) 公募要領等に関する質問受付	
	(4) 参加申込受付	
	(5) 企画提案書受付	
	(6) 参加に際しての留意事項	
	(7) 見積書作成に当たっての注意事項	
	(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項	
第3	評価に関する事項・・・・・・・・	5
1	評価方法	
2	評価会議	
	(1) 開催日時・場所	
	(2) 企画提案の所要時間	
	(3) 注意事項	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の決定	
5	選定結果の通知及び公表	
第4	契約の締結・・・・・・・・	7
1	仕様書の協議	
2	電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認	
第5	業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・	7
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	著作権等取扱特記事項の遵守	
4	個人情報保護	
5	情報セキュリティ対策	
6	守秘義務	
7	立入検査等	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・	8
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	その他・・・・・・・・	8
第8	問い合わせ先・・・・・・・・	8
別表	評価項目及び評価基準	

大関ヶ原祭 2025 開催業務委託公募要領

国内外に高い知名度を誇る関ヶ原古戦場を岐阜県の戦国・武将観光の拠点としてさらなる磨き上げ、魅力発信及び広域周遊観光を促進することを目的に、岐阜関ヶ原古戦場記念館を核に県内の戦国・武将観光資源にスポットを当てたイベントを実施する大関ヶ原祭 2025 開催業務委託について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この公募要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

第 1 募集の内容

1 業務名

大関ヶ原祭 2025 開催業務委託

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

4 委託費の上限

73,177,460 円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします

第 2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

（1）単独企業

- （ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （イ）岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （ウ）岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （エ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- （オ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- （カ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者

- 及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (ク) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (ケ) 法令等の規定による 官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (コ) 令和元年度（平成 31 年度）以降に、国又は地方自治体（国又は地方自治体が構成員として参加した実行委員会を含む）から受託して類似業務（全体として 10,000 人規模以上のイベントの企画及び実施）を行った実績があること。

(2) 共同企業体

- (ア) 1 の (1) の (ア) から (ク) をすべての構成員が満たしていること。
- (イ) 1 の (1) の (ケ) 及び (コ) をいずれかの構成員が満たしていること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式 1 に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 事業の実施計画

本県の戦国・武将観光推進にスポットを当てたイベントであり、関ヶ原古戦場への誘客につながるプロモーション及びイベント本体などの運営体制について、効果的・効率的に実施できるよう提案を求める

ア 世界古戦場サミットの円滑な運営及び世界古戦場サミットの集客策の提案

※著名人によるトークショー等、具体的に記載すること

（場所想定：関ヶ原町ふれあいセンター大ホール）

イ 海外参加者の管理及び円滑な対応をするための提案

※パネルディスカッション内の体制や通訳者など具体的に記載すること

ウ フィールドイベント（参加型イベント）等の提案

※内容や対象者など具体的に記載すること

エ SNS 等を活用したイベント告知及び集客のためのプロモーション活動の提案

※具体的にどのような媒体を使ってどのようにプロモーションするのか記載すること

オ 公共交通機関利用促進策の提案

(2) 業務の実施体制

ア 本事業に類する事業の実施実績

イ 事業の実施体制

ウ 事業費の積算

(3) SDGs への取り組み

3 応募の手続き等

(1) スケジュール

ア 公募要領等の公開・配布	令和7年3月18日(火)～4月17日(木)
イ 公募要領等に関する質問受付	令和7年3月18日(火)～3月27日(木)
ウ 参加申込受付	令和7年3月18日(火)～4月16日(水)
エ 企画提案書受付	令和7年3月18日(火)～4月17日(木) 正午
オ 評価会議	令和7年4月下旬 予定
カ 結果の公表	令和7年4月下旬 予定

(2) 公募要領等の配布

- ア 配布期間 令和7年3月18日(火)～ 令和7年4月17日(木)
午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)
- イ 配布場所 募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲載します。
「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>)
- ※紙媒体での配布を希望する場合は、以下までお越しください。
岐阜県観光国際部観光資源活用課活用推進係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1)
県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問先(観光資源活用課)を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。
※郵送での配布は行いません。

(3) 公募要領等に関する質問受付

- ア 受付期間 令和7年3月18日(火)～ 令和7年3月27日(木) 午後5時まで
- イ 提出方法
質問は(別紙1)の様式により、電子メール又はFAXにより提出してください。
*提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。
*電子メールの場合は、件名を「大関ヶ原祭2025開催業務委託」として送信してください。
- ウ 提出先
岐阜県観光国際部観光資源活用課活用推進係
TEL 058-272-8193(直通)
FAX 058-278-2674
E-mail c11337@pref.gifu.lg.jp
- エ 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>)

(4) 参加申込受付

- ア 受付期間 令和7年3月18日(火)～ 令和7年4月16日(水) 午後5時まで
- イ 提出書類
(ア) 参加申込書・・・・・・・・・・別紙2
(イ) 共同体構成員届出書・・・・・・・・・・別紙3(該当する場合のみ)
(ウ) 共同体協定書・・・・・・・・・・別紙4(該当する場合のみ)
(エ) 共同体委任状・・・・・・・・・・別紙5(該当する場合のみ)

ウ 提出方法

参加希望者は、参加申込書（別紙２）を、観光資源活用課に持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前８時３０分から午後５時までとします。県庁１階の総合受付で訪問先（観光資源活用課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。
※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（５）企画提案書受付

ア 受付期間 令和７年３月１８日（火）～ 令和７年４月１７日（木）正午まで

イ 提出書類、提出部数

（ア）企画提案書（デザインサンプル含む）・・・・・・・・・・・・・・様式１

（イ）見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式任意

（ウ）法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式２

ウ 提出部数

１０部（正本１部、副本９部）

エ 提出方法

観光資源活用課に持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前８時３０分から午後５時まで（最終日は正午まで）とします。県庁１階の総合受付で訪問先（観光資源活用課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。
※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

オ その他

プロポーザル評価会議において、上記イの提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

（６）参加に際しての留意事項

ア 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

（ア）評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

（イ）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

（ウ）最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

（エ）応募提案書類に虚偽の記載をした場合

（オ）公募要領に反すると認められる場合

（カ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（キ）委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合

（ク）その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

ウ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うも

のとします。

エ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

オ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

カ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

ク その他

（ア）参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

（イ）提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

（ウ）企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議の前開庁日正午までに、辞退届（様式自由）を観光資源活用課に持参、郵送又は電子メールにより申し出てください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとしてください。

イ 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

ウ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の購入に係る経費については、県の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

エ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

（８）関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県観光国際部観光資源活用課活用推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-8193

FAX 058-278-2674

E-mail c11337@pref.gifu.lg.jp

（注意 1） 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAX 又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

（注意 2） メール送信の際は、件名に「大関ヶ原祭 2025 開催委託業務」と記したうえで送信してください。

第 3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「大関ヶ原祭 2025 開催委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者による

プレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 開催日・場所

日時：令和7年4月下旬（予定）

場所：企画提案書提出者に対し別途通知

(2) 企画提案の所要時間（1 提案者あたり）

プレゼンテーション 20 分間以内

評価会議構成員からの質疑 約 10 分間程度

(3) 注意事項

ア 評価会議への出席は2名までとします。

イ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

ウ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

エ プレゼンテーションは紙資料を用いて行うものとします。（プレゼンテーション機器の使用は認めません。）印刷した資料を企画提案書受付期限までに10部提出してください。なお、当日補足資料はデザイン案のみ（A4またはA3サイズ用紙で5案以内）を追加することは認めます。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の決定

- (1) 上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- (2) 同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者としてします。上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。
- (3) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、以下の項目を県のホームページで公表するとともに、最優秀提案者として選定されたかどうかについて、参加者に文書により通知します。

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順） ※価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、提案者が2者の場合は公表しません。
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名

- (6) その他、最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
なお、応募者が2者の場合、(3)は公表しません。
また、契約締結後、県のホームページにおいて、契約者、契約日、契約金額等を
公表します。

第4 契約の締結

1 仕様書の協議

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

2 電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認

最優秀提案者決定後、県より電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの意向確認を行います。なお、電子契約による契約の締結を希望する場合は、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出してください。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 著作権等取扱特記事項の遵守

受託者は、別紙「仕様書」の別記1「著作権等取扱特記事項」を遵守してください。

4 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別紙「仕様書」の別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

5 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別紙「仕様書」の別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守してください。

6 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

7 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができます。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の解除ができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

契約候補者が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」または「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先

岐阜県観光国際部観光資源活用課活用推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8193（直通）

FAX 058-278-2674

E-mail c11337@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。なお、総評価点の合計値の6割を最低基準とする。※1点未満の端数は四捨五入とする。

(1) 業務の実施計画に関する評価

評価項目			評価基準点				
1	世界古戦場サミットの円滑な運営及び世界古戦場サミットの集客策の提案	話題性や注目度が高いイベントの提案となっているか。また、関ヶ原古戦場が魅力的に感じられる内容となっているか。	非常に優秀 (15点)	優秀 (12点)	普通 (9点)	やや劣る (6点)	劣る (3点)
2	海外参加者の管理及び円滑な対応について	海外参加者が快適かつ不自由なくパネルディスカッション等に参加できる体制となっているか。	非常に優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや劣る (4点)	劣る (2点)
3	参加型フィールドイベントに関する提案	どの世代でも参加することができ、関ヶ原を広くPRできるような話題性の高い参加型イベントとなっているか。	非常に優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや劣る (4点)	劣る (2点)
4	SNS等を活用したイベント告知及び集客のためのプロモーション活動の提案	SNS等を活用した、イベント告知及び集客のための効果的なプロモーション提案となっているか。	非常に優秀 (15点)	優秀 (12点)	普通 (9点)	やや劣る (6点)	劣る (3点)
5	公共交通機関利用促進策の提案	公共交通機関の利用促進につながる提案となっているか。	非常に優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや劣る (4点)	劣る (2点)
小 計			60点満点				

(2) 業務の実施体制等に関する評価

審査項目			評価基準点				
1	実施主体について	事業全体を問題なく実施できる組織および人員体制となっているか。	非常に優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや劣る (4点)	劣る (2点)
2	スケジュールについて	事業完了まで、無理のないスケジュールとなっているか。	非常に優秀 (5点)	優秀 (4点)	普通 (3点)	やや劣る (2点)	劣る (1点)
3	業務遂行能力について	過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務の遂行能力があると認められるか。	非常に優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや劣る (4点)	劣る (2点)
4	事業費の妥当性について	事業の積算は妥当で、価格の点で優れた提案となっているか。	非常に優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや劣る (4点)	劣る (2点)
小 計			35点満点				

(3) SDGsへの取組みに関する評価

審査項目			該当項目数					
1	社会的課題への取り組み	「環境面の取組み」(1点)「社会面の取組み」(1点)「経済面の取組み」(1点)といったSDGsの三側面への取組みがなされているか。ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」に登録されているか。(1点) ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「ゴールドパートナー」に登録されているか。(2点)	非常に優秀 (5点)	優秀 (4点)	普通 (3点)	やや劣る (2点)	やや劣る (1点)	劣る (0点)
小 計			5点満点					